

第3編 水道のあゆみ

1 水道のあゆみ

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
明治 42	第7師団衛戍地の飲料水不適，伝染病発生のため水道布設調査に着手	
43	軍用上水道工事に着手（設計技師 井上 二郎）	
大正 2	軍用上水道工事完了	
14	旭川市上水道布設について調査	
昭和 14	石狩川取水量決定毎秒2.2立方尺（寅河第1693号）	
20	軍用水道は，連合軍の管理となる	
21	国有財産となる 旧軍用建物一時貸付に関する協定締結（札幌財務局旭川管財支所長と旭川市長） 事業の運営は春光区雑用水利用組合が行う	
22	雑種財産一時使用認可（札国第58号札幌財務局長）	
23	国有財産特別措置法により，無償貸付を受け管理雑用水利用組合より，業務全般を引継ぐ 軍用水道についてあらためて事業認可申請する 上水道布設認可（北海道子河第635号）	
24	上水道拡張計画の実施が議会で議決 旧軍用水道の給水区域外 主として石狩川以南の市街地 第1期拡張計画認可申請書を提出 国策パルプ工場専用水道設置される 第1期拡張事業認可（厚生省北衛第237号）	
25	第1期拡張事業起工式 上川郡東神楽村4号忠別川左岸水源池施設工事着手	
26	水源施設完成新旭川地区一部配水管布設（国策パルプより給水） 配水幹線600mm布設開始	
27	忠別川大正橋上流伏越 東部，永山通，中央部（一部）配水管布設 東神楽系給水開始（新旭川地区） 警察予備隊の移駐に伴い北星地区に配水管延長 地方公営企業法適用	
28	従業員組合設立 中央部配水管布設	
29	中央部および東部，北星の各々一部配水管布設 東神楽村千代ヶ岡に配水池 第1次築造工事竣功 2,500m ³	
30	中央部，西地区を主として配水管布設 給水区域外 神楽町の一部（神楽岡）に分水開始	江丹別村，神居村合併
31	中央，西，北星，近文，新旭川地区配水管布設	
32	西地区，北星地区配水管布設 送水管を延長	
33	東神楽村千代ヶ岡配水池 築造第2次工事竣功 2,500m ³ 計5,000m ³ 第2期拡張計画策定 認可申請	
34	第2期拡張事業認可（厚生省北衛第138号） 北星，豊岡，東町，近文地区配水管布設	
35	第2期拡張事業変更認可（厚生省北衛第900号）	
36	水源施設拡張（取水量増加）忠別水系（自家発電装置）	永山町合併
37	第3期拡張計画に着手 認可申請 神楽町と上水道布設に関する協議書を定める 春光高台配水場 完成 第3期拡張事業認可（厚生省北環第330号）	
38	春光地区 老朽配水管の布設替 国有財産 上水道施設の譲与を受ける 永山町8丁目の一部（みづほ団地）配水管布設完了 同時通水	東旭川町合併
39	神居地区（神楽町経由）配水管を延長 一部給水開始 東鷹栖浄水場（石狩水系） 新設工事着工（取水，導水，浄水，配水幹線）	
40	水道料金改定 東鷹栖浄水場 通水開始 春光高台団地配水管布設完了	

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
昭和 41	鷹栖町へ分水開始	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の制定
42	春光高台団地 給水開始 電気メーター採用 東鷹栖浄水場 第1次浄水施設拡張完成 施設能力17,500m ³ /日	旭川市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例 旭川市公営企業組織条例 旭川市水道業務状況及び公共下水道業務状況の報告に関する条例 旭川市公営企業の契約の方法の特例に関する条例の4条例を廃止
43	第4期拡張前期事業認可 (厚生省北環第309号) 大雪ダムに参加する水利権100,000m ³ /日 春光配水場 ろ過池改造配水池築造完成 1,750m ³ 2池 4,000m ³ 1池 計7,500m ³	忠別水系 配水幹線破裂13,000戸 断水 忠別水系 配水幹線破裂13,000戸 断水 神楽町合併 隔月検針徴収全面实施
44	水道料金改定 水道電気メーターへ取替実施 (4年計画) 東鷹栖浄水場 第2次浄水施設拡張完成 施設能力17,500m ³ /日 計35,000m ³ /日	
45	第4期拡張前期事業変更認可 厚生省環第508号 (西神楽, 神楽岡簡水, 上水へ統合)	水道局庁舎一部焼失 水道局庁舎別館完成 東鷹栖町合併
46	東旭川町地区配水管布設	
47	東神楽浄水場 施設完成 表流水28,550m ³ /日 伏流水15,000m ³ /日 計 43,550m ³ /日 緑が丘団地配水管布設完了 東神楽千代ヶ岡配水池 築造第3次工事竣功 3,200m ³ 1池 計8,200m ³ 流通団地配水管布設完了 旭山動物園へ通水開始	
48	水道料金改定 東神楽千代ヶ岡配水池 築造第4次工事竣功 3,200m ³ 1池 計11,400m ³ 第4期拡張前期事業変更認可 (厚生省環第643号) (東鷹栖簡水, 上水へ統合)	口座振替開始
49		水道局庁舎建設着工
50	東鷹栖浄水場 第3次浄水施設拡張完成 施設能力20,730m ³ /日 計55,730m ³ /日 三角台配水池 第1次築造完成 @3,200m ³ /池~2池 計6,400m ³	水道局庁舎完成
51	第4期拡張後期事業認可 (厚生省環第196号) 水道料金改定	
52		第46回日本水道協会総会 (旭川市民文化会館)
54	東鷹栖浄水場 第4次浄水施設拡張完成 施設能力36,160m ³ /日 計91,890m ³ /日	
55	水道料金改定 大雪ダム使用権設定 最大取水量100,000m ³ /日 (建設省河開発第66号) 三角台配水池 第2次築造完成 @3,200m ³ /池~2池 (既存と合わせ4池) 計12,800m ³	
56	三角台配水池 第3次築造完成 @3,200m ³ /池~2池 (既存と合わせ6池) 計19,200m ³	自主納付制実施 (集金廃止) 電算導入
58	三角台配水池 第4次築造完成 @3,200m ³ /池~2池 (既存と合わせ8池) 計25,600m ³	
59	水道料金改定 第5期拡張前期事業認可 (厚生省環第208号) 忠別ダムに参加する水利権60,000m ³ /日	

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
昭和 60		検針業務委託 旧軍用水道覆蓋付緩速ろ過池（現春光台配水場）近代水道百選に選定
63	鷹栖町と共同処理に関する基本協定締結 （昭和41年からの供給体制を共同処理へ変更） 忠別川取水堰 建設事業基本協定締結（共同取水堰として） 忠別川取水堰 工事着工	
平成 元	水道料金改定（消費税相当額）	
2	東神楽浄水場 沈砂池築造工事着工 施設能力52,500m ³ /日	
3	水道料金改定（消費税相当額凍結）	
4	水道料金改定 忠別川取水堰 完成 東神楽浄水場 沈砂池築造完成	
5		第44回全国水道研究発表会（旭川市民文化会館）
7	水道料金改定（消費税相当額凍結解除）	
8	三角台配水池 第5次築造完成 @3,200m ³ /池～2池（既存と合わせ10池） 計32,000m ³ 第5期拡張前期事業変更認可 厚生省生衛第330号 東鷹栖浄水場 第5次浄水施設拡張工事着工 東鷹栖浄水場 水質試験棟工事着工 東鷹栖浄水場 導水施設工事着工 （DIPφ1,650mm） 永山取水施設 建設事業基本協定締結（共同取水施設として）	
9	永山取水施設 建設事業着工 東鷹栖浄水場 水質試験棟完成 水道料金改定（消費税及び地方消費税相当額） 東神楽浄水場 浄水池完成 @1,200m ³ /池～1池	
10	東鷹栖浄水場 第5次浄水施設拡張完成 施設能力18,080m ³ /日 計109,970m ³ /日 東神楽浄水場 管理本館・送水ポンプ室工事着工	ハンディターミナル導入
11	東鷹栖浄水場 導水施設工事完成 永山取水施設 建設事業完成 東神楽浄水場 伏流水代替施設工事着工 施設能力17,100m ³ /日 新千代ヶ岡配水池 第1次築造工事着工 永山取水施設 本格取水開始	旭川市水道50年記念式典 「上下水道事業懇話会」設置 水道局広報紙「こんにちは水道局です」発刊
12	新千代ヶ岡配水池 第1次築造完成 @2,500m ³ /池～2池 計5,000m ³	休止開栓業務委託 水道サービスセンター設置
13	石狩川水系 水利権増量102,800m ³ /日→135,551m ³ /日（開専河発第1号の2） 三角台配水池 第6次築造完成 @3,200m ³ /池～2池（既存と合わせ12池） 計38,400m ³ 新千代ヶ岡配水池 第2次築造工事着工 石狩川浄水場に名称変更（旧東鷹栖浄水場） 忠別川浄水場に名称変更（旧東神楽浄水場）	
14	新千代ヶ岡配水池 第2次築造完成 @2,500m ³ /池～2池（既存と合わせ4池） 計10,000m ³ 忠別川浄水場 新管理棟完成 忠別川浄水場 伏流水代替施設完成 施設能力17,100m ³ /日	水道局ホームページの開設
15		小中学校出前授業開始
16		受付業務及び検針に伴う調査業務委託 コンビニ収納開始 インターネット受付開始

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
平成 18	三角台配水池 第7次築造工事着工	
19	「大雪のしずくあさひかわの水」の販売開始 忠別ダム使用権設定 最大取水量60,000m ³ /日 国河治第18号	
20	三角台配水池 第7次築造完成 @3,200m ³ /池~2池(既存と合わせ14池) 計44,800m ³ 東神楽町と共同処理に関する基本協定締結	お客様センターの設置
21	水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定取得 当麻町との水道災害時給水支援基本協定締結	
24		第81回日本水道協会全国総会(旭川大雪アリーナ)
25		クレジット収納開始 カバー付緩速ろ過池(春光台配水場)土木学会 選奨土木遺産に認定
26	水道料金改定(消費税及び地方消費税相当額)	
令和 元	「大雪のしずくあさひかわの水」の販売終了 水道事業会計と簡易水道事業会計を併せて水道事業会計に統合 水道料金改定(消費税及び地方消費税相当額)	簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用 モバイル決済開始